

墨田区資源環境審議会 委員名簿

第1期(令和7・8年度)

※会長及び副会長は、第1回目の資源環境審議会にて選出

	選出区分	氏 名	所属等	委嘱日
1	学識経験者	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長	令和7年6月1日
2		日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所弁護士	令和7年6月1日
3		見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部現代教養学科教授	令和7年6月1日
4		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター長	令和7年6月1日
5		三輪 正幸	千葉大学環境健康フィールド科学センター助教	令和7年6月1日
6	事業者・ 団体	天野 純子	東京ガス株式会社 東京東支店長	令和7年6月1日
7		戸屋 輔	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長	令和7年6月1日
8		染谷 真央	アサヒユウアス株式会社 OneAsahiユニットリーダー	令和7年6月1日
9		神谷 守	東京都鍍金工業組合向島支部長	令和7年6月1日
10		廣田 健史	東京商工会議所墨田支部	令和7年6月1日
11		井上 佳洋	墨田区商店街連合会 事務局長	令和7年6月1日
12		宇仁菅 伸介	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 専務理事	令和7年6月1日
13		山本 耕平	NPO法人 雨水市民の会 理事長	令和7年6月1日
14	区民	小木曾 清三	公募区民	令和7年6月1日
15		平田 一真	公募区民	令和7年6月1日
16		真鍋 文朗	公募区民	令和7年6月1日
17		横井 貴広	公募区民	令和7年6月1日
18		吉野 潤一	公募区民	令和7年6月1日
19	議員	はねだ 福代	墨田区議会地域産業都市委員会委員長	令和7年6月1日
20		甲斐 まりこ	墨田区議会地域産業都市委員会副委員長	令和7年6月1日

（参考）審議会関係条例・規則

○すみだ環境基本条例

（資源環境審議会）

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の共創に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

○すみだ環境基本条例施行規則

（審議会の組織）

第3条 条例第16条第4項に規定する墨田区資源環境審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 区議会議員 2人以内
- (3) 区民、事業者及び区長が必要と認める者 13人以内

（審議会の会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長（審議会の会長をいう。以下この項及び次項並びに次条から第7条までにおいて同じ。）は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長（審議会の副会長をいう。）は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の招集）

第5条 審議会は、会長が招集する。

（審議会の定足数及び表決）

第6条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の会議の公開）

第7条 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（審議会の部会）

第8条 審議会の審議事項について、基礎的な調査検討を行うため、審議会に部会を置くことができる。

（審議会の意見聴取等）

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し識見を有する者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。